

資格喪失後に組合員証・被扶養者証を使用しないでください！

資格喪失後も組合員証等を返却せず医療機関を受診した場合、公立学校共済組合が負担したその分の医療費を返還する必要があります。また、被扶養者の収入超過等による遡及取消時も同様に返還が必要です。

資格喪失後は組合員証・被扶養者証を絶対に使用しないでください。

万が一、誤って使用した場合の返還金額は、窓口負担額よりも大幅に高額（医療費総額の7割～8割）となり、とても大きな負担となります。

返還金が100万円超のケースも！



医療費の返還請求はいつ頃届くの？

組合員証・被扶養者証の返却から約6か月後を目安に、所属所を通じて組合員宛てに通知します。

しばらくしてから
通知があるんだね！

医療費を返還した後の流れは？

公立共済に医療費を返還した後、その期間に加入している保険者に療養費などの請求を行ってください。なお、受診から2年の請求時効がありますので、早めの請求手続が必要です。



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827